

A03 定 款

株式会社メイホーホールディングス

最終改訂日：2025 年 4 月 1 日

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社メイホーホールディングスと称し、英文では、Meiho Holdings, Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配及び管理すること、並びに次の事業を営むことを目的とする。

1. 経営コンサルティング業
2. 総合建設コンサルタント業
3. 用地買収等に伴う補償コンサルタント業
4. 環境調査及び環境コンサルタント業
5. 労働者派遣事業
6. 有料職業紹介事業
7. 人材育成のための技術指導及び教育事業
8. 介護保険法における下記の事業
 - (1) 居宅サービス及び介護予防サービス事業
 - (2) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス事業
 - (3) 居宅介護支援事業
9. 有料老人ホーム、ケアハウス、老人福祉施設、高齢者用住宅の設置、開発、管理及び運営事業
10. 土木・建築工事業
 11. 農業、畜産業、漁業、林業に関する事業
 12. 飲食業その他、食に関する事業
 13. 各種機械、機械部品、プラントその他設備・装置の設計、製造、加工、販売及び据付工事に関する事業
 14. 医療機関等における病棟事務及び病棟作業の受託事業
 15. 各種物品（医薬品、医薬部外品、医療・福祉機器、建築資材、農園芸肥料、薬品、食品、酒類を含む）の輸出入、企画、製造及び販売に関する業務
 16. 遊技場等のレジャー施設を含む各種施設の経営及び経営受託並びに観光開発、リゾート開発の企画、設計、実施その他観光・娯楽に関する事業
 17. 不動産鑑定業並びに不動産の所有、運用、投資、売買、仲介及び賃貸

業

18. 有価証券の取得、保有、運用及び投資事業
19. 総合リース・総合レンタル業
20. 情報・通信インフラ整備及びインターネット関連サービス事業
21. 各種情報の収集、提供及びコンサルタント業
22. 警備業務、その取次業務並びに警備業務に関する設備、機器、システムの開発、賃貸及び販売に関する業務
23. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岐阜市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,440万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報につ

いて、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び執行役員等)

第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当社の業務を執行させることができる。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役のうちから会長及び社長各1名、取締役又は執行役員のうちから副社長、専務及び常務各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名又は電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任の免除)

第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金配当の基準日)

- 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。